



山形県公報

令和4年4月26日(火)
第300号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則……………(管財課) ……419
- 山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則……………(雇用・産業人材育成課) ……420

告 示

- 指定納付受託者の指定……………(税政課) ……同
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……同
- 同……………(同) ……421
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……422
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……423
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……424
- 同……………(同) ……425
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……426
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同
- 山形県朝日少年自然の家の利用料金……………(教育庁) ……同
- 山形県金峰少年自然の家の利用料金……………(同) ……427
- 山形県体育館及び山形県武道館の利用料金……………(同) ……429

教育委員会関係

告 示

- 山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日……………432
- 山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日……………433
- 山形県体育館及び山形県武道館の休業日……………同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(米沢工業高等学校) ……同

規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号**山形県公舎管理規則の一部を改正する規則**

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表第2に次のように加える。

米沢警第13号職員アパート

1,200

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号**山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則**

山形県立職業能力開発校に関する規則（昭和33年7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法に基づく高等学校を卒業した者若しくは」を「高等学校を卒業した者又は」に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き山形県立山形職業能力開発専門校に在籍する者に対する改正後の第4条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示**山形県告示第365号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号
- 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
自動車税の種別割（普通徴収の方法によって徴収されるものであって、納税通知書にクレジット納付用番号が記載され、かつ、インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 指定年月日
令和4年4月1日

山形県告示第366号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	最上郡真室川町	令和4.4.13

山形県告示第367号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東置賜郡高畠町	令和4.4.15

山形県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 認可年月日
令和4年4月18日

山形県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊佐沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 茂	長井市上伊佐沢2760番地
同	渋 谷 正	同 1338番地
同	朝 倉 幸 雄	同 中伊佐沢358番地
同	志 釜 和 紀	同 芦沢甲532番地
同	平 子 良 之	同 下伊佐沢892番地
同	小 関 一 広	同 507番地

同	那 須 宗 一	同	中伊佐沢949番地
同	増 田 治 彦	同	下伊佐沢847番地

山形県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 茂	長井市上伊佐沢2760番地
同	渋 谷 正	同 1338番地
同	朝 倉 幸 雄	同 中伊佐沢358番地
同	志 釜 和 紀	同 芦沢甲532番地
同	平 子 良 之	同 下伊佐沢892番地
同	小 関 一 広	同 507番地
同	那 須 宗 一	同 中伊佐沢949番地
同	増 田 治 彦	同 下伊佐沢847番地

山形県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 章 男	酒田市広岡新田498番地
同	佐 藤 功	同 484番地
同	早 坂 一 人	同 浜中字下村233番地4
同	早 坂 宏 弥	同 甲337番地
同	秋 山 政 幸	同 108番地3

同	奥山和樹	同	147番地
---	------	---	-------

山形県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐藤 功	酒田市広野新田484番地
同	早坂 一人	同 浜中字下村233番地4
同	早坂 宏弥	同 甲337番地
同	秋山 政幸	同 108番地3
同	奥山 和樹	同 147番地
同	佐藤 重彦	同 広岡新田488番地

山形県告示第373号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	4者	山形市内城58番2ほか10筆
上山市	8者	上山市上生居字中道298番ほか13筆
山辺町	2者	東村山郡山辺町大字根際字前田2200番ほか3筆
中山町	1者	東村山郡中山町大字長崎字川久保6964番1
寒河江市	18者	寒河江市大字西根字下堰581番5ほか64筆
河北町	11者	西村山郡河北町谷地字東1946番ほか36筆
朝日町	7者	西村山郡朝日町大字四ノ沢字屋敷上713番ほか35筆
村山市	12者	村山市大字西郷字中田北422番1ほか114筆

東根市	5者	東根市大字羽入字河原田3022番ほか13筆
尾花沢市	5者	尾花沢市大字鶴子字紅内2453番ほか46筆
大石田町	6者	北村山郡大石田町大字田沢字小野原3294番ほか8筆
最上町	2者	最上郡最上町大字若宮字太郎田前1807番ほか2筆
舟形町	1者	最上郡舟形町舟形字紫山4369番ほか10筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字新町字塩野965番1ほか7筆
米沢市	5者	米沢市大字長手字松林20番ほか21筆
南陽市	2者	南陽市金山字明神前5389番1ほか4筆
高島町	5者	東置賜郡高島町大字露藤字五輪窪1281番ほか6筆
川西町	10者	東置賜郡川西町大字高山字馬場1362番ほか38筆
長井市	4者	長井市泉字天神原二2149番1ほか29筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字叶水字山崎原1392番1ほか13筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字浅立字三百刈6376番1ほか57筆
飯豊町	2者	西置賜郡飯豊町大字椿字上椿3662番1ほか2筆
鶴岡市	51者	鶴岡市由良字スカ田115番ほか415筆
酒田市	32者	酒田市手蔵田字村建152番9ほか150筆
三川町	3者	東田川郡三川町大字横山字大坪124番ほか2筆
庄内町	1者	東田川郡庄内町西野字中島44番
遊佐町	6者	飽海郡遊佐町当山字下当南55番ほか289筆

2 認可年月日
 令和4年4月15日

山形県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月26日から同年5月10日まで縦覧に供する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字古口字板敷802番3から		旧	26.6メートル	95メートル
同 802番4まで			16.5	
同	上	新	50.8メートル	同上
			16.5	

山形県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月26日から同年5月10日まで縦覧に供する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2163林班い2小班から		旧	24.1メートル	55メートル
同 2164林班い小班まで			4.3	
同	上	新	43.0メートル	同上
			4.3	

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月26日から同年5月10日まで縦覧に供する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2163林班い2小班から
同 2164林班い小班まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月26日

山形県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（国土広域情報修正）

山形県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年4月18日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量、航空レーザ測深）

山形県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡白鷹町
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年5月9日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡白鷹町
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年5月9日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第381号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和4年5月1日から施行する。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。
第38条ただし書中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
第58条第10項中「監督員」を「監督職員」に改める。

山形県告示第382号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
和 室	200円
集 会 室	640円
食 堂	640円
体 育 館	2,570円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第383号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

青少年教育施設の名称	施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
山形県金峰少年自然の家	和 室	200円
	会 議 室	200円
	研 修 室	640円
	食 堂	640円
	体 育 館	2,570円
山形県金峰少年自然の家 海浜自然の家	研 修 室	200円
	大 研 修 室	640円
	食 堂	640円
	体 育 館	2,570円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第384号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
		上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	1時間当たり 5,200円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,000円	1時間当たり 13,000円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 36,000円	1時間当たり 52,000円

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円

(ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円

アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,500円	1時間当たり 6,500円
	入場料金を領収する場合	1時間当たり 18,000円	1時間当たり 26,000円

(二) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

ロ 山形県武道館

(イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 300円	1時間当たり 400円
		上記以外の場合	1時間当たり 600円	1時間当たり 800円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 600円	1時間当たり 800円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,200円	1時間当たり 1,600円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 2,400円	1時間当たり 3,200円	
	入場料金を領収する場合	1時間当たり 4,800円	1時間当たり 6,400円	

(ロ) (イ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

(2) 設備

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用 途に使用する場合
合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用する 場合	350円
		上記以外の場合	450円
会議室	1時間につき	250円	500円
ステージ	1時間につき	300円	600円
放送設備	1時間につき	400円	800円
電光表示板	1組1時間につ き	700円	1,900円

(3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分			使用の単位	加算額	
電気	山形県 体育館	主競技場	全灯使用	1時間につき	2,400円
			4分の1灯を超え2分の1 灯以下使用	1時間につき	1,200円
			4分の1灯以下使用	1時間につき	600円
		ステージ	1時間につき	600円	
		小競技場	1時間につき	150円	

	山形県 武道館	柔道場	1時間につき	100円
		剣道場	1時間につき	100円
暖房	山形県体育館主競技場		1時間につき	9,500円
	合宿所		1人1泊につき	200円
	会議室		1時間につき	400円

備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第8号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県教育委員会告示第9号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家にあつては10月21日から翌年の5月14日までの日）
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県教育委員会告示第10号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の休業日を次のとおり承認した。

令和4年4月26日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

1 休業日

- (1) 毎月の第3日曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））であるときは、その日後においてもっとも近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月26日

山形県立米沢工業高等学校長 佐藤 有 二

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県立米沢工業高等学校に係る電力の供給
契約電力238キロワット、使用電力量498,039キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立米沢工業高等学校 米沢市大字川井300番地 電話番号0238(28)7050

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日**4 随意契約の相手方の名称及び所在地**

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	1,627.77円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）	
令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当